

エコやまぐち農産物生産認証申請の手引

山口県では、環境保全型農業について、生産者への栽培技術の導入定着や消費者への理解促進及び消費拡大を図るため、化学農薬・化学肥料を不使用、または県慣行基準より50%以上低減して生産された農産物を「エコやまぐち農産物」として認証する制度を設けています。

この資料では、「生産認証」の手続きについて説明します。

申請にあたってはこの手引きをよくご確認の上、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

《制度の基本的な考え方》

- この制度は、農林水産省の定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて運用しています。
- 取組を行う「生産者（栽培責任者）」と「確認責任者」が、栽培開始時に「栽培計画」を添えて県に登録を申し込み、収穫前に「栽培管理記録」を添えて生産認証を申請します。
- 申請書により適正な取組状況を確認し、認証や認証票の使用許可を行います。
- 県は、認証した農産物及び生産者をホームページに掲載するなど、制度のPRを行います。
- 認証料は無料です。なお、申請書類の郵送料や認証票の購入・印刷経費等の経費は各自でご負担ください。
- エコやまぐち農産物を原料とした農産加工品の加工認証、流通・販売にかかる認証票使用許可の手引きもあります。（「申請の手引」はこの資料とは別資料）



《エコやまぐちについてのお問い合わせ先、申請書類等提出先》

山口県 農林水産部 農業振興課 （農業技術班）

〒753-8501 山口市滝町 1-1 TEL:083-933-3366 FAX:083-933-3399

E-MAIL: eco-yama * pref.yamaguchi.lg.jp ←送信時は*を@に変更してください。

※様式、記載例は次のURLからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/22357.html>

エコやまぐち農産物とは

この制度は、国の定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って化学農薬・化学肥料を不使用又は県基準より 50%以上低減して生産した農産物を認証する山口県の制度です。

※エコやまぐち農産物認証制度は、この「ガイドライン」に沿っているため、認証を取得した農産物は、「特別栽培農産物」となります。（ただし花きを除く）

※「特別栽培米」、「特別栽培ホウレンソウ」等の表示もできます。

1 認証区分

エコやまぐちには「エコ 100」と「エコ 50」の2つの区分があります。

※組換え DNA 技術は利用できません。

※花き、水耕栽培は認証対象外です。

表 認証区分と化学肥料・化学農薬の使用について

認証区分	化学肥料	化学農薬	取組可能な品目
エコ 100	<u>使用不可</u> ※「有機 J A S 規格で使用可能とされている肥料」と「化学合成されていない肥料」以外は使用できません。	<u>使用不可</u> ※有機 J A S 規格で使用可能とされている農薬、「化学合成されていない農薬」、「特定防除資材」、展着剤以外は使用できません。	全ての品目
エコ 50	「化学肥料」の化学由来窒素成分の使用量を県慣行基準の 50%以下に低減（P19～21）	「化学農薬」の使用成分回数を県慣行基準の 50%以下に低減（P19～21）	山口県慣行基準の設定された品目

* 化学農薬：農薬取締法に定める農薬（有機 J A S 規格での使用可能資材及び展着剤を除く）のうち化学合成されたもののこと

* 化学肥料：肥料の品質の確保等に関する法律に定める肥料のうち化学合成されたもの（有機 J A S 規格での使用可能資材を除く）のこと

【留意事項】

・ エコ 100 で使用する資材は、「有機 J A S 規格に適合している」ことや「化学合成でない」ことを資材証明書等で確認できたもののみを使用してください。

※判断が難しい場合は、証明書または原料・製造工程が解る資料を製造者や販売者から入手し、農業振興課へお問い合わせください。

※培土に化学肥料成分が含まれていることがあるのでご注意ください。

・エコ 100 では、種子や苗（購入苗含む）にも化学肥料・化学農薬の使用はできません。ただし、これらの種子や苗の入手が通常の方法で困難と認められる場合には、一般の種苗の使用もやむを得ないため「栽培計画」、「栽培管理記録」にその旨を記載してください。ただし、その場合においても、ほ場で持続的な効果を示す化学肥料や化学農薬が使用されている種苗は使用できません。

・エコ 50 では、種子や苗（購入苗含む）に使用された化学農薬の使用成分回数や化学肥料使用量（窒素成分）も算入する必要があります。
なお、培土に含まれている化学肥料は算入する必要はありません。

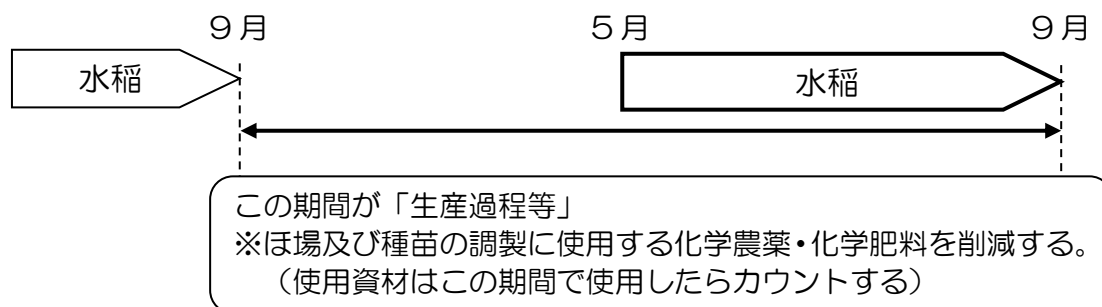
2 生産過程等

当該農産物の栽培期間（当該農産物の作付けから収穫までの期間。当該農産物の種子及び種苗の調製及び収穫物の調製、貯蔵を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間（栽培期間中）のほ場管理のことです。

※ガイドライン表示（P14）では、栽培期間中の生産過程等を表示します。

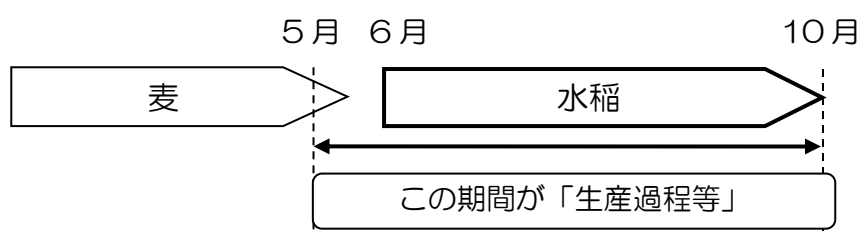
【例 1】 水稻のほ場の前作が水稻の場合

- ・前年の水稻の収穫終了後から本年の水稻の収穫・調製までの期間が「生産過程等」
- ・そのため、前年の水稻収穫の後に「緑肥作物」としてレンゲを栽培している場合、そのレンゲに使用した化学農薬・化学肥料は算入が必要です。



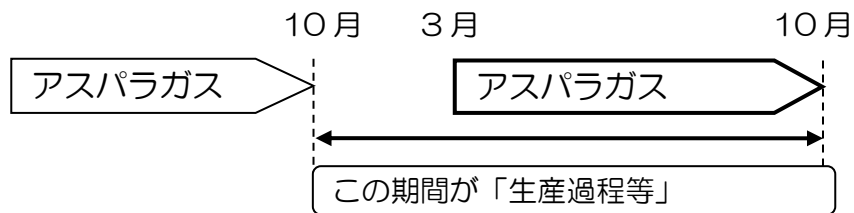
【例 2】 水稻のほ場の前作が麦の場合

- ・麦の収穫後（水稻の種子調製含む）から水稻の収穫・調製までの期間が「生産過程等」



【例3】多年生作物（アスパラガスや果樹など）の場合

- ・前作の収穫終了から当該年の収穫・調製までの期間が「生産過程等」（果樹の育木期間は含めません。）



3 役割分担等

（1）申請者

- ・エコやまぐち農産物の申請者は、認証を受ける農作物の生産に環境保全型農業技術を導入する農業者（生産者）が対象です。
- ・原則としてみどり認定者（1号認定／エコファーマー）としていますが、みどり認定者以外でも、土づくり＋化学肥料・化学農薬の削減の取組を行う場合は申請可能です。
- ・申請は、申請者との合意の上、確認責任者など生産出荷状況を把握できる方が代理申請することも可能です。

※みどり認定者（1号認定／エコファーマー）とは？

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動等の促進等に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入することで、化学農薬や化学肥料を県慣行基準より30%以上低減する「実施計画」を作り、県知事から認定を受けた農業者のこと（みどり認定の申請は各農林（水産）事務所農業部で受付）。

（2）栽培責任者

- ・ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者のことです。生産者が兼ねることができます。
- ・栽培計画、栽培管理記録、出荷記録を作成するとともに、ほ場にエコやまぐち農産物の看板（P10）を設置します。

(3) 確認責任者

- ・栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行う者のことです。
- ・栽培責任者と同一でなく、問い合わせ等に責任を持って対応できる者としてください。

例) 栽培責任者と一緒に農業経営に携わっている者(配偶者、従業員等)、JAの営農指導員(営農指導部署)、法人やグループの代表者、地域の状況に詳しい農業者など。

- ・栽培期間中少なくとも1回以上生産ほ場に行き、生産ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況を調査し、適正と判断した場合には、栽培管理記録に現地確認年月日を記入します。
- ・栽培責任者から栽培計画、栽培管理記録、出荷記録の提出を受け、内容が適正であると判断した場合には、受領確認欄に確認年月日を記入します。
- ・確認責任者は、栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を受領後3年間保管してください。
- ・また、エコやまぐちでは「生産環境状況の確認」を実施していただきます。

(4) 精米責任者

- ・原料である玄米をとう精(精米)等する者のこと。
- ・特別栽培米受払台帳を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、台帳の写しを精米確認者に提出します。

(5) 精米確認者

- ・とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行う者のこと。
- ・特別栽培米のとう精が行われている期間中は、原則月1回以上とう精施設に行き、入荷量、精米の数量、精米表示等の調査を行い、適正と判断した場合には、特別栽培米受払台帳の精米確認欄に確認年月日を記入します。
- ・特別栽培米受払台帳の写しを受領し、3年間保管する必要があります。

4 生産ほ場

- ・有機物の施用等により土づくりを行うとともに、他のほ場と明瞭に区別します。
- ・他のほ場からのドリフトを避けるよう、農家間で連絡を取り合うなどの取組をお願いします。

5 エコやまぐち認証票

- ・エコやまぐち農産物認証を取得した農産物であることを証するマークです。
- ・「認証通知」と「認証票使用許可通知」を交付された場合のみ使用可能です。
- ・シールは以下の4つの既存デザインがあります。斡旋の受付状況については、申請様式内に記載されている情報をご確認ください。

Aタイプ
(エコ 100 縦)



Bタイプ
(エコ 100 横)



Cタイプ
(エコ 50 縦)



Dタイプ
(エコ 50 横)



- ・使用者や販売者が作成することもできますが、事前に番号やデザインについてご相談の上、「認証票使用許可申請書」にて申請してください。
(家庭用のスキャナやプリンタを使用しての作成は認められません。)

エコやまぐち農産物手続きの流れ

(認証手続きは毎年必要です)

申請時期	申請者等	県農業振興課
栽培開始前 (P4)	○次の事項を決めます。 ・取り組む品目 ・「栽培責任者」と「確認責任者」 ※必要に応じてエコファーマー申請	
栽培開始前 (P9)	○以下の書類を作成・提出 ・生産登録申込書 ・ほ場一覧 ・栽培計画書(写し) ・認証票予約申し込み(必要な方のみ) ※確認責任者は栽培計画書を確認し受領	○申込書を確認し登録 ○『生産者、栽培品目』をホームページに掲載
栽培期間中 (P10)	○ほ場へ看板設置 ○確認責任者は現地を確認 ○栽培責任者は栽培状況の記録	※必要に応じ、現地確認
収穫約 1 か月前から農産物の販売まで (P11)	○以下の書類を作成し提出 ・生産認証申請書 ・生産環境チェックシート ・栽培管理記録(写し) ・認証票使用許可申請書 ※確認責任者は栽培管理記録を確認し受領	○審査し、生産認証及び認証票使用許可を通知 ○栽培管理情報及び販売状況を県ホームページに掲載
収穫期間中～収穫終了後 (P12～13)	○生産認証後に資材を散布した場合はその都度、栽培管理記録を提出 ※確認責任者は栽培管理記録を確認	○確認、ホームページの更新
出荷完了後 (P17)	・出荷実績報告書 ・認証票使用実績報告書 ・栽培管理記録(出荷後) ・出荷記録(写し) ・特別栽培米受払台帳(写し:精米出荷者のみ) ※確認責任者は出荷記録等を確認し受領	○確認

シールの予約申し込み:(P 9)

農産物の表示について:(P15)

書類提出の時期

- ・「収穫が始まる日を含む年度」が認証年度です。例えば R7 年 3 月から収穫が始まる作物は、R6 年度の認証手続きが必要となります。
- ・年度早々に収穫・出荷を開始する作物については、前年度中に生産登録及び認証申請手続きをするなど遅れないようにお願いします。
- ・書類提出時期の例を以下に示しますので参考にしてください。

《栽培期間と書類提出時期の例》

	当年度												翌年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
共通	○シール 予約申込												
水稲	① 登録申込 栽培開始 → 収穫 ② 認証申請 ● 認証 ③ 収穫報告												出荷報告④
小麦	① 登録申込 栽培開始 → 収穫												② 認証申請 ● 認証 収穫報告③
キャベツ	① 登録申込 栽培開始 → 収穫開始 ● 認証 ※…使用する資材が増えることに報告												③ 収穫実績 ④ 出荷実績
アスパラガス	① 登録申込 栽培開始 → 収穫開始(※) ② 認証申請 ● 認証 ④ 出荷実績												※…使用する資材が増えることに報告
周年栽培	① 登録申込 栽培開始 → 収穫(※) ② 認証申請 ● 認証 ③ 収穫実績												② 収穫前実績 ③ 収穫実績 ④ 出荷実績

手続 1 認証シール予約申込（斡旋希望者のみ）

提出書類

- ・「認証シール予約申込書」（様式認証票 1 号）原則 5 月末までに

県は書類の提出を受けると…

- ・申込を集計し、印刷業者へ発注します。

印刷業者は、県から発注を受けると…

- ・シール及び請求書等が申込者へ送付されますので、シール代金を支払ってください。（6～7 月頃）

- ・シール（認証票）の斡旋を希望する方は、原則として「認証を取得したい年度の 5 月末」までに、「認証シール予約申込書」（様式認証票 1 号）を提出してください。

- ・シール予約申込は 10 枚単位とします。

- ・予約申込されたシールは買い取りとなりますのでご注意ください。なお、使用せずに余ったシールは、次年度以降に認証を取得すれば使用可能です。
- ・シールは「認証通知」と「認証票使用許可通知」を受領するまでは使用できませんのでご注意ください。

- ・認証シールの予約申込をされた方は、シールが届いたら速やかに請求金額（シール代＋消費税＋送料）を印刷業者の指定口座へご入金ください。

なお、振り込みに関する手数料は申込者負担です。

- ・認証票は、「使用時期、使用品目、残数」等が分かるよう管理してください。

手続2 生産登録申込（栽培開始前）

提出書類 ※の書類は、確認責任者が確認済のものを提出してください。

- ・「生産登録申込書」（様式生産1号）
- ・「生産者・ほ場一覧表」（様式生産2号） 記載事項を満たせば任意様式で可
- ・「栽培計画」（様式特裁1号）※の写し 記載事項を満たせば任意様式で可
- ・「PR申込書」（様式PR1号）任意

県は書類の提出を受けると…

- ・登録通知を行い、生産者名、品目、エコやまぐち宣言、PR 内容をホームページにて公開します。

- ・「栽培計画」（様式特裁1号）について、確認責任者の確認を受け、署名等をもった上で写しを取り、「生産者・ほ場一覧表」（様式生産2号）と一緒に、「生産登録申込書」（様式生産1号）を提出してください。
- ・「栽培計画」の原本は確認責任者が保管する義務があります。
- ・原則として、「栽培を開始する前」に、「生産登録申込」を行ってください。

収穫時期の異なる複数品目で取り組む場合

- ・原則として、その年度に収穫する農産物すべての「栽培計画」を作成し、一度に「生産登録申込」を行ってください。
- ・複数回に分けて「生産登録申込」をすることも可能です。

周年栽培の場合

- ・原則として、「農産物の生産認証を受ける年度の5月末」までに「生産登録申込」を行ってください。その際、「栽培計画」は3回収穫する予定なら、3回分作成してください。

※「生産登録申込書」提出後、栽培する作物や認証区分に変更が生じた場合は、速やかに「生産登録申込書（変更）」（様式生産1号）と、変更に関連する書類をご提出ください。

また、シールの発注後は、その枚数は変更できませんのでご注意ください。

栽培期間中の実施事項

(1) 看板の設置

- ・エコやまぐち農産物（特別栽培農産物）を生産していることが周囲にわかるよう、次のような看板を設置してください。

【留意事項】

- ・右図の事項に記載している事項は必ず記載してください。
- ・看板の材質、大きさは問いません。
- ・位置図を掲示すれば、ほ場ごとに設置する必要はありません。
- ・設置状況は確認責任者が確認してください。
- ・作物に変更がなければ、毎年度設置し直す必要はありません。

忘れずに書いてください

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)	
ほ場	〇〇市大字〇〇111-1
面積	〇〇アール
特別栽培農産物栽培開始年月日	〇〇年〇月〇日
品目	水稻(コシヒカリ)
栽培責任者	〇〇〇〇

特別栽培に改めた日(最後の慣行栽培の収穫日以降)を記載

複数品目で取り組むほ場の場合は、品目欄を省略しても構いません。

(2) 栽培管理の記録、現地確認等

- ・栽培責任者は栽培管理・指導を行い「栽培管理記録」(様式特裁2号)へ記載してください。また、確認責任者に随時報告してください。

- ・確認責任者は栽培期間中に1回以上は現地に行き、ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況を調査・確認し、「栽培管理記録」(様式特裁2号)の「現地確認欄」に確認日を記入してください。

- ・また、確認責任者は生産環境状況の確認を行い、確認結果を「生産環境チェックシート」(様式生産4号)に記載してください。確認結果が好ましくないときは指導を行い、後日再確認してください。

(3) 県の現地確認

- ・必要に応じて現地確認を行う場合があります。その際にご協力ください。

手続3 生産認証申請書の提出（収穫の約1か月前）

提出書類 ※の書類は、確認責任者が確認済のものを提出してください。

- ・「生産認証申請書」（様式生産3号）※
- ・「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写し 記載事項を満たせば任意様式で可
- ・「生産環境チェックシート」（様式生産4号）※
- ・「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）
- ・「PR申込書」（様式PR1号）任意 既に提出済みであれば不要です。

県は書類の提出を受け

- ・書類の内容を確認し、認証通知と認証票使用許可通知を申請者に送付します。
- ・シールの追加申込があった場合、シール発送を印刷業者に発注します。

印刷業者は県からの依頼を受け

- ・申請者にシールと請求書を送付します。

- ・**収穫開始の約1か月前**から申請ができます。「栽培管理記録」（様式特裁2号）を確認責任者に確認を得てください。

※「栽培管理記録」原本はその後引き続き記録を続けてください。

手続4でも写しを提出していただくことになります。

- ・「生産認証申請書」（様式生産2号）に、「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写し（確認責任者が確認済みのもの）、「生産環境チェックシート」（様式生産4号）、「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）を添付し、提出してください。

○生産環境チェックシートによる生産状況の確認

- ・安心な農産物を生産するため、肥料・農薬の適正使用や農産物の取扱、廃棄物の処理、作業の記録など、農業生産の上で遵守すべき事項について、確認責任者に確認してもらいます。（生産認証申請時にチェックシートを添付）

収穫時期の異なる複数品目で取り組む場合

- 収穫時期により、数回に分けて「生産認証申請」を行ってください。
- 年度最初の「生産認証申請」時に提出する「認証票使用許可申請書」に、その年度のすべての作物についての使用分を記載しても構いません。この場合、2回目以降の認証申請時には「認証票使用許可申請書」を省略できます。
- 「生産環境チェックシート」は年度最初の認証申請時のみの提出で構いません。

周年栽培（1年間に何度も収穫する栽培）の場合

- 年度1回目の収穫開始の約1ヶ月前に認証申請を行い、2回目以降の収穫に際してはその都度収穫開始前の「栽培管理記録」（様式特裁2号）を提出してください。
- 「生産環境チェックシート」は1回目の収穫時のみの提出で構いません。

手続4 収穫中の栽培管理記録の提出（収穫期間が長い野菜など）

- トマト、きゅうり、いちご、果樹のように収穫期間が長く続く作物について、手続3以降に農薬・肥料の追加使用があった場合は、速やかに「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写しを提出してください。（FAXやメールでの提出可） 際には確認責任者の押印は必ずしも必要ではありませんが、確認責任者の確認も得てください。

※認証申請時（収穫前）の「栽培管理記録」では、化学肥料・化学農薬の使用量・使用成分回数が確定されていないため、実際の使用量・使用成分回数を確定するため栽培管理記録の提出が必要です。

※提出された「栽培管理記録」はホームページに掲載し「ガイドライン」で定められた「節減対象農薬の使用状況」の表示とします。

※「栽培管理記録」は、出荷量が確定するまで引き続き記録を続けてください。
次の手続6でも写しを提出することになります。

手続5 収穫後の栽培管理記録の提出（水稲など）

提出書類

- ・「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写し 記載事項を満たせば任意様式で可

県は書類の提出を受け

- ・エコやまぐちホームページで、栽培管理記録（節減対象農薬の使用状況）の開示を行う。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/22357.html>）

- ・生産認証申請時に肥料・農薬の使用が終わっていない場合は、収穫終了後速やかに、「栽培管理記録」（様式特裁2号）を確認責任者の確認を得た上、その写し（FAX やメールで可）を提出してください。

※認証申請時（収穫前）の「栽培管理記録」では、化学肥料・化学農薬の使用量・使用成分回数が確定されていないため、実際の使用量・使用成分回数を確定するため栽培管理記録の提出が必要です。

※提出された「栽培管理記録」は、ホームページに掲載し、「ガイドライン」で定められた「節減対象農薬の使用状況」の表示とします。

※「栽培管理記録」は、出荷量が確定するまで記録を続けてください。

次の**手続6**でも写しを提出することになります。

周年栽培（1年間に何度も収穫する栽培）の場合

収穫が終了する都度、収穫後の「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写しを提出してください。

農産物への表示

○出荷する農産物にはエコやまぐちシールの貼り付け（又はマークの印刷）を行うとともに、以下のような「ガイドラインによる表示」を行ってください。

ガイドライン表示の例

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 節減対象農薬： 山口県地域比 7 割減
 化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用
 栽培責任者：○○○○
 住 所：山口県○○市○○町△△
 連絡先：TEL083-000-0000
 確認責任者：△△△△
 住 所：山口県○○市○○町△△
 連絡先：TEL083-000-0000

節減対象農薬の使用状況

○○	殺菌	1 回
□□	殺虫	1 回
△△	除草	2 回
◇◇	除草	1 回

農林水産省新ガイド

特別栽培米
 節減対象農薬： 山口県地域比 5 割減
 化学肥料(窒素成分)：山口県地域比 5 割減
 栽培責任者：○○○○
 住 所：山口県○○市○○町△△
 連絡先：TEL083-000-0000
 確認責任者：△△△△
 住 所：山口県○○市○○町△△
 連絡先：TEL083-000-0000
 精米確認者：□□□米穀株式会社
 住 所：山口県○○市○○町△△
 連絡先：TEL083-000-0000

節減対象農薬の使用状況
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/22357.html>

「特別栽培○○」
という表示もできます。

- ・エコ 50 は、節減対象農薬の使用実績を表示する必要があります（エコ 100 は不要です。）。
- ・ホームページによる公開の場合はアドレスを記載してください。県ホームページを利用することもできます。

精米の場合は精米確認者の表示も必要です。

- ・販売先への情報の伝達をきちんと行い、さらにその先への販売の際にもきちんと情報を伝達するよう依頼してください。



流通業者、販売店、消費者等への情報伝達

- 包装資材への印刷、貼り付け
 - 記載した紙を販売先に渡し、店頭で商品と一緒に掲示してもらうよう依頼
- 等の方法で販売先へ情報伝達し、きちんと表示するよう依頼してください。

- ・手元に認証票がある場合でも、対象品目の「認証通知」と「認証票使用許可通知」を受領するまでは使用できません。

○収穫期間が長く続く品目の場合の表示

トマト、きゅうり、いちごのように数箇月にわたり収穫が続き、生産過程等の間に何度も収穫・出荷する農作物においてのガイドライン表示は、以下のように考えます。

(1) 前作の収穫完了後を起点とし、当該作の最後の収穫までを「生産過程等」として、栽培技術体系に基づき確実に削減が見込み得る一定の減の割合を決め、表示の根拠とする。

(例えば「50%削減」と設定し、ガイドライン表示を「5割減」で準備する。エコやまぐちの申込は当然「エコ50」となる。)

(2) その上で、栽培暦等を踏まえ、作期途中までの農薬の散布上限回数、化学肥料の施用限量(窒素成分)を設定する。

(3) 各々の収穫時において、化学農薬・化学肥料の使用量が県慣行基準の50%以下に収まっていれば、特別栽培農産物(＝エコやまぐち農産物)として扱うが、50%を超えたものは特別栽培農産物として扱わない。

ガイドライン表示の「節減対象農薬の使用状況」は、該当する農産物に使用した回数で表示する。

→使用する剤が増える度に表示を更新する。県のホームページを利用する場合は、その都度、栽培管理記録を県へ提出する。

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：山口県地域比5割減		
化学肥料(窒素成分)：山口県地域比5割減		
栽培責任者：〇〇〇〇		
住 所：山口県〇〇市〇〇町△△		
連 絡 先：TEL083-000-0000		
確認責任者：△△△△		
住 所：山口県〇〇市〇〇町△△		
連 絡 先：TEL083-000-0000		
節減対象農薬の使用状況		
〇〇	殺菌	1回
□□	殺虫	1回
△△	除草	2回
◇◇	除草	1回

(1)
「5割減」とする。

(3)
使用状況はその都度更新
↓
ホームページ利用の方が最新状況を表示しやすい。

○部会等で取り組む場合の表示

- ・栽培計画を極力統一した上で、「栽培計画」を作成してください。

なお、栽培責任者が同じで「個々の農産物では 50%以下に削減しているが、部会での全資材を算入すると 50%以下の削減にならない」ときは、ガイドライン表示の節減対象農薬の使用状況欄に「使用された農薬の異なる米が混合しています」などの注記を行うことにより、特別栽培農産物（＝エコやまぐち農産物）として扱うことができます。

例

	計画	実績・甲	実績・乙	実績・丙	実績・丁
農薬A成分	1	1	1	1	1
農薬B成分	1	1	1	1	
農薬C成分	1	1	1		1
農薬D成分				1	1
計	3 成分	3 成分	3 成分	3 成分	3 成分

（仮に「県基準：6 成分→50%削減：3 成分以内」とする）

- ・上の例の場合、部会全体での述べ使用農薬実績は4成分で、50%以下の削減はできていませんが、生産者個々においては 50%以下の削減を達成していますので、「複数の生産履歴の農産物が混合している」旨の注記を行うことにより特別栽培農産物（＝エコやまぐち農産物）として扱うことができます。

【表示における注意事項】

○農産物検査法の規定による検査を受けていない「未検査米」は、店頭等において品種の表示はできません。

○店頭等での表示において、優良誤認を招く「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」「減化学肥料」といった表示はできません。

また、エコ 100 農産物も「有機農産物」「有機栽培」「オーガニック〇〇」等の表現はできません。

手続6 出荷実績報告（出荷が完了後）

提出書類 ※の書類は、確認責任者が確認済のものを提出してください。

- ・「出荷実績報告書」（様式生産5号）
- ・「栽培管理記録」（様式特裁2号）※ の写し 記載事項を満たせば任意様式で可
- ・「出荷記録」（様式特裁3号）※ の写し 記載事項を満たせば任意様式で可
- ・「認証票使用実績報告書」（様式認証票3号）

生産者が精米まで行う場合は以下の書類も必要です。

※の書類には

- ・「特別栽培米受払台帳」（様式特裁4号）の写し（精米確認者が確認済みのもの）
記載事項を満たせば任意様式で可

- ・出荷が完了したら「栽培管理記録」（様式特裁2号）と「出荷記録」（様式特裁3号）を確認責任者の確認を受けた上で写しを取ってください。なお、原本は確認責任者が保管する義務があります。

※水稲の場合、出荷が翌年の収穫時期頃まで続くこともあるため、忘れないようご注意ください。

- ・「出荷実績報告書」（様式生産5号）に「栽培管理記録」（様式特裁2号）の写し（確認責任者が確認済みのもの）と「出荷記録」（様式特裁3号）の写し、「認証票使用実績報告書」（様式認証票3号）を添付し、提出してください。
- ・出荷時期の異なる複数作物で認証を取得した場合には、すべての出荷が終了した後の提出でも結構です。

生産者が精米まで行い、エコやまぐち・特別栽培米表示を行う場合

- ・精米責任者は「特別栽培米受払台帳」（様式特裁4号）を作成し、月ごとに精米確認者に確認してもらった上で確認印をもらい、写しを精米確認者に渡してください。原本は精米責任者が保管する義務があります。
- ・精米・出荷が完了したら、写しを取り、「出荷実績報告書」等と一緒に県に提出してください。

その他の注意事項

エコやまぐち農産物は、消費者の皆様からの信頼の上に成り立っています。したがって、「農薬取締法」、「肥料の品質の確保等に関する法律」等の各種法令やエコやまぐちに関する規程の順守が大切になります。

- 農薬は登録された内容にしたがって、正しく使用しましょう。
- エコやまぐち農産物を生産するほ場と隣接したほ場の農家とは日頃から情報交換を行い、お互いに農薬ドリフトの影響をさけるようにしましょう。
- IPM を活用し、無駄な防除はしないようにしましょう。
- 農薬登録されていないのに「虫がよりつかない」等、農薬の防除効果を暗示するような資材は、無登録農薬の恐れがあります。疑わしい資材は使用しないようにしましょう。
- 肥料は化学肥料・有機質肥料のそれぞれの特徴を把握して施用しましょう。有機・無機にかかわらず過剰な施肥は、病害虫の多発を招くとともに硝酸態窒素の蓄積等を招きます。
- ボカシ肥料のように自家配合した資材を使用する場合は、原材料の安全性を確認し使用するようお願いします。
- 肥料、農薬、土壌改良資材等使用（緑肥栽培を含む。）を予定するものはすべて「栽培計画」に、使用したものはすべて「栽培管理記録」に記載しましょう。
- 農業生産活動に必要な関係法令等に則した点検項目に沿って農産物の生産工程を管理する「GAP」^{ギャップ}（Good Agricultural Practice）という手法があります。農産物の安全性向上に役立ちますので積極的に取り組みましょう。

・提出書類等における虚偽記載、認証票の不正使用、表示の不備、法令違反等があった場合には、県は認証を取り消すとともに、取り消しの日から3年間は当該者の認証を行いません。

・県からの問い合わせ、調査に関してはご協力をお願いします。

参考 エコ 50 基準（最終改正：令和5年3月31日）

認証対象農産物			県慣行基準		化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考 (主たる収穫期間)
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の 使用量 (N成分kg/10a)	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)	
普通作物	水稲		21	10.0	10 以下	5.0 以下	
	麦		10	15.6	5 以下	7.8 以下	
	大豆		14	4.0	7 以下	2.0 以下	
	そば		4	3.4	2 以下	1.7 以下	
露地野菜	キャベツ		22	28.6	11 以下	14.3 以下	
	はくさい		25	28.9	12 以下	14.4 以下	
		12月～3月収穫	18	31.7	9 以下	15.8 以下	
	レタス		15	20.9	7 以下	10.4 以下	
	だいこん		12	10.0	6 以下	5.0 以下	
		夏だいこん	14	6.0	7 以下	3.0 以下	(7月～9月)
	かぶ		8	10.0	4 以下	5.0 以下	
	ブロッコリー		16	27.9	8 以下	13.9 以下	
	たまねぎ		29	26.3	14 以下	13.1 以下	
	れんこん	早生	5	13.0	2 以下	6.5 以下	
		早生（長期どり）	5	23.2	2 以下	11.6 以下	
		晩生	5	30.8	2 以下	15.4 以下	
	なす		45	73.7	22 以下	36.8 以下	
	すいか		22	13.1	11 以下	6.5 以下	
	かぼちゃ		17	14.0	8 以下	7.0 以下	
	スイートコーン		10	30.0	5 以下	15.0 以下	
	グリーンピース		14	12.3	7 以下	6.1 以下	
	ねぎ		18	19.0	9 以下	9.5 以下	
	ごぼう		8	12.0	4 以下	6.0 以下	
	やまのいも		10	22.0	5 以下	11.0 以下	
	はなっこりー	年内どり	12	30.0	6 以下	15.0 以下	
		長期どり	16	57.1	8 以下	28.5 以下	
	ほうれんそう		8	28.0	4 以下	14.0 以下	
	パセリ		18	35.8	9 以下	17.9 以下	「かざとり連続栽培」に限る
	きゅうり		38	49.3	19 以下	24.6 以下	
	こまつな		8	16.9	4 以下	8.4 以下	

認証対象農産物			県慣行基準		化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の 使用量 (N成分kg/10a)	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)	(主たる収穫期間)
	ピーマン		30	45.4	15 以下	22.7 以下	
	にんじん		10	15.8	5 以下	7.9 以下	
	ばれいしょ		12	15.9	6 以下	7.9 以下	
	さといも		11	20.4	5 以下	10.2 以下	
	モロヘイヤ		10	17.5	5 以下	8.7 以下	
	おくら		16	23.1	8 以下	11.5 以下	
	さつまいも		5	4.1	2 以下	2.0 以下	
	にんにく		14	25.0	7 以下	12.5 以下	
	たかな		8	26.3	4 以下	13.1 以下	
施設野菜	トマト	夏秋トマト	45	27.5	22 以下	13.7 以下	(7月～11月)
		冬春トマト	50	42.9	25 以下	21.4 以下	(12月～6月)
	なす		27	60.0	13 以下	30.0 以下	
	すいか		24	9.6	12 以下	4.8 以下	
	きゅうり	夏秋きゅうり	26	28.2	13 以下	14.1 以下	(7月～11月)
		冬春きゅうり	43	42.3	21 以下	21.1 以下	(12月～6月)
	いちご		55	21.9	27 以下	10.9 以下	
	メロン		25	11.0	12 以下	5.5 以下	
	ほうれんそう		8	7.9	4 以下	3.9 以下	
	ちんげんさい		7	16.4	3 以下	8.2 以下	
	パセリ		28	32.5	14 以下	16.2 以下	「かざとり連続栽培」に限る
		栽培期間 1 年以上	28	41.9	14 以下	20.9 以下	
	アスパラガス		20	60.5	10 以下	30.2 以下	
	ねぎ		13	12.7	6 以下	6.3 以下	
	こまつな		10	10.2	5 以下	5.1 以下	
	しゅんぎく		18	27.7	9 以下	13.8 以下	「かざとり連続栽培」に限る
	ミニトマト		39	18.4	19 以下	9.2 以下	
	ピーマン		25	46.1	12 以下	23.0 以下	

認証対象農産物			県慣行基準		化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考 (主たる収穫期間)
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の 使用量 (N成分kg/10a)	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)	
果樹	温州みかん		23	25.0	11 以下	12.5 以下	成木での基準
	せとみ		23	30.3	11 以下	15.1 以下	成木での基準
	南津海		23	30.3	11 以下	15.1 以下	成木での基準
	かんきつ類		20	30.3	10 以下	15.1 以下	成木での基準
	なし		32	15.0	16 以下	7.5 以下	成木での基準
		二十世紀系統	42	15.0	21 以下	7.5 以下	成木での基準
	りんご		37	20.0	18 以下	10.0 以下	成木での基準
	ぶどう		31	16.0	15 以下	8.0 以下	成木での基準
	もも		21	12.0	10 以下	6.0 以下	成木での基準
	かき		18	20.0	9 以下	10.0 以下	成木での基準
	くり		12	10.0	6 以下	5.0 以下	成木での基準
	びわ		12	20.0	6 以下	10.0 以下	成木での基準
	うめ		10	10.0	5 以下	5.0 以下	成木での基準
	キウイフルーツ		14	20.0	7 以下	10.0 以下	成木での基準
	いちじく		9	15.0	4 以下	7.5 以下	成木での基準
	ブルーベリー		8	6.7	4 以下	3.3 以下	成木での基準
特用作物	茶		16	94.4	8 以下	47.2 以下	
	ワサビ	畑ワサビ	21	16.0	10 以下	8.0 以下	
花き	ばら		129	77.0	64 以下	38.5 以下	「特別栽培農産物」に該当しない
	きく（露地）		77	28.0	38 以下	14.0 以下	
	きく（施設）		47	25.7	23 以下	12.8 以下	
	カーネーション		102	90.0	51 以下	45.0 以下	
	ゆり（露地）		51	28.0	25 以下	14.0 以下	
	ゆり（施設）		10	25.0	5 以下	12.5 以下	
	ストック		21	16.0	10 以下	8.0 以下	
	トルコギキョウ		32	20.0	16 以下	10.0 以下	
	りんどう		40	20.0	20 以下	10.0 以下	
	ソリダゴ		40	21.0	20 以下	10.5 以下	
	デルフィニウム		35	21.0	17 以下	10.5 以下	

- ※ 作型・品種に特に指定のない農産物は、栽培される全作型及び品種に適用するものとする。
- ※ 化学農薬及び化学肥料の使用基準は生産過程等において適用する。
- ※ 接ぎ木前の穂木及び台木の育成中に同一薬剤を同一回数で施用した場合は、穂木または台木のいずれかの使用成分回数をカウントする。ただし、穂木及び台木の育成中に異なる薬剤を施用した場合は、使用成分回数の多い方をカウントする。
- ※ 譲渡及び購入前に種子、種苗に処理された化学農薬も使用回数に含める。
- ※ 水耕栽培は、認証対象農産物の種別に含めないものとする。
- ※ 有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）で定める有機農産物の栽培において使用可能な資材については、この基準の回数に含まないものとする。